

iJET29 – Slot 8 – 15:00~16:30 発表資料

「知っ得！海外の翻訳会社と 取引を始める前に」

2018年7月1日（日）

目次

- 世界の翻訳会社
- 翻訳会社のランキング
- 海外の翻訳会社に見られる特徴
- 海外の翻訳会社にアンケート実施
- 支払報酬の受取方法とその比較
- 報酬を受け取る各種方法の特徴
- 外貨建取引の換算
- 外貨取引を複式簿記で処理する
- 参考

海外の翻訳会社 対 日本の翻訳会社
ツールの活用
地場の企業等からの依頼に強い
取引のきっかけづくり
トラブル例
取引の検討材料

世界の翻訳会社

10105

4887

27441

3500

4002

2276

4529

6541

約63000社

* 日本を除く

• 出典：Proz.com

<https://www.proz.com/translation-agencies>

世界の翻訳会社

735

120

1424

78

152

135

608

559

日本語の案件対応可

約4200社

• 出典：Proz.com

<https://www.proz.com/translation-agencies>

翻訳会社のランキング

ランク	企業名	国
1	Lionbridge	US
2	TransPerfect	US
3	HPE ACG	FR
4	LanguageLine Solutions	US
5	SDL	GB
6	RWS Group	GB
7	Welocalize	US
8	STAR Group	CH
9	Amplexor	LU
10	Moravia	CZ

ランク	企業名	国
11	Hogarth Worldwide	GB
12	CyraCom International, Inc.	US
13	RR Donnelley Language Solutions	US
14	Semantix	SE
15	Honyaku Center Inc.	JP
16	Pactera Technology International Limited	CN
17	Ubiquis	FR
18	Keywords Studios	GB
19	Logos Group	IT
20	Capita Translation and Interpreting	GB

- 出典：Common Sense Advisory (CSA)

<http://www.commonsenseadvisory.com/>

海外の翻訳会社に見られる特徴

海外の翻訳会社 対 日本の翻訳会社

海外の翻訳会社

- 支払いは外国通貨
 - 為替の影響を受ける
- 源泉徴収されない
 - 確定申告で追徴される
- 時差がある
- デジタル管理が進んでいる
- 大体日本語は通じない
- 深夜に電話がかかってくる

対

日本の翻訳会社

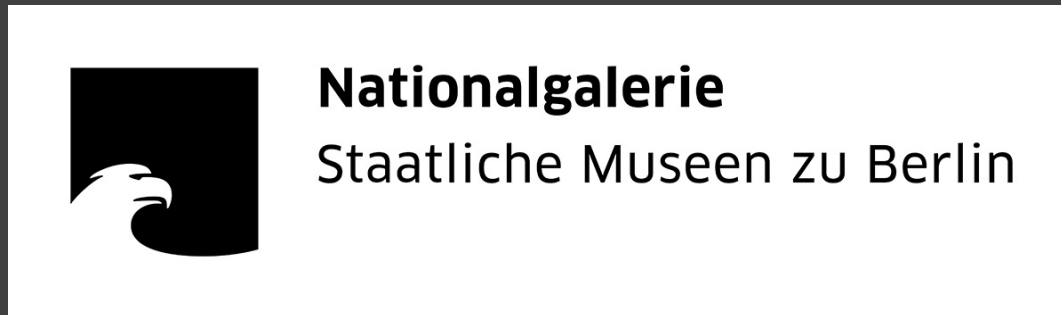
- 支払いは日本円
- 源泉徴収がある
- 時差がない
- 割とアナログが多い
- 日本語が通じる
- 普通、電話は日中（日本時間）

海外の翻訳会社に見られる特徴 ツールの活用

- MemoQ
 - Trados
 - Across
 - Memsource ... 時々来ます
 - Translation Workspace
 - MateCat
 - Poedit
 - Felix (WordアドインのFelixではありません)
 - Sublime text
 - LingoHub
 - Smartling
- などなど
- 主にこの2つ。
ヨーロッパは最近、MemoQが多いなぁと思います。
- 以前は無料のテキストエディタ、
今はこのようなウェブCATも増えてきました。

海外の翻訳会社に見られる特徴

地場の企業等からの依頼に強い



海外の翻訳会社に見られる特徴 取引のきっかけづくり（1）

- 翻訳者・通訳者向けポータルサイトに登録

- Proz.com



- TranslatorsCafe.com

- Translatorsbase



- translators town

- TranslationDirectory.com



- TRADUguide

海外の翻訳会社に見られる特徴 取引のきっかけづくり (2)

- 海外翻訳連盟等に参加

ProZ.com Terminologie Jobs Mitgliederaktivitäten Schulungen Tools

Translation Industry Organizations and Associations

The following is a list compiled by the ProZ.com community of organizations and associations serving the translation community.

All Organizations / Professional Associations (251)

Add organization

Country: Any

Highlight Key

- Incomplete This organization has less than 10 fields completed.
- Invisible This organization has been soft deleted.
- Responsible Contact Viewer is the contact for this organization.

Albania

Abbr	Organization Name	ProZ.com Contact	Completed Fields
AITA-IPSP assoc	Association of Interpreters, Translators and Researchers in Translation Studies	ERIDA PRIFTI	22

Argentina

Abbr	Organization Name	ProZ.com Contact	Completed Fields
AATT assoc	Asociación Argentina de Traductores		17
AATI assoc	Asociación Argentina de Traductores e Intérpretes		19
ADICA assoc	Asociación de Intérpretes de Conferencias de la Argentina		15
AIPTI / IAPTI assoc	Asociación Internacional de Profesionales de la Traducción y la Interpretación / International Association of Profess		16
CTPLP assoc	Círculo de Traductores Públicos de la Plata		21
CTPZN assoc	Círculo de Traductores Públicos de Zona Norte		21

DER VERBAND FÜR AUFTRAGGEBER DVÜD MITGLIEDSCHAFT AKTUELLES

Takeshi Miyahara



Sprachen

Japanisch (Muttersprache)	100%
Englisch	90%
Deutsch	90%
Französisch	50%
Polnisch	30%
Koreanisch	30%

Über mich

Nach 3-jährigen Erfahrungen bei Sony EMCS und Mitsubishi Heavy Industries als firmeninterner Übersetzer begann ich meine Karriere als freiberuflicher Übersetzer im Oktober 2009. Seitdem arbeite ich bis jetzt mit mehr als 20 Agenturen weltweit und biete Übersetzungsdienste für viele verschiedene Geschäfts- und Industriezweige an, von Herstellungs-/Qualitätskontrolle über Firmenverträge, Management & Finanzen, bis hin zu Tourismus wie städtische Information, Kultur, Museen und Hotels.

Technische Ausrüstung

- Trados 2014
- MemoQ 2015
- Across
- Microsoft Office 2016
- Acrobat Export PDF

Fachgebiete

Allgemein	90%
Herstellungs- / Qualitätskontrolle	90%
Finanzwesen & Management	80%
Firmenverträge	80%
Tourismus	80%

海外の翻訳会社に見られる特徴

トラブル例

- 支払いの遅延（5日前後は待つ気持ちが必要かも）
- 連絡が取れなくなる
- 高いセキュリティ対策（例：国外からのアクセスを規制するファイヤーウォール）によるデータの送受信エラー
- PMは日本語がわからない方がほとんど。顧客からの質問丸投げ

海外の翻訳会社に見られる特徴

取引の検討材料例

- Blue Board (Proz.com) の活用

ProZ.com

TerminologieJobsMitgliederaktivitätenSchulungenTools

HomeEmailSearchUser ProfileTakeshi24 Sep 624 Sep 1

ProZ.com Blue Board: Tolingo

Share entry

★ Eintrag vornehmen

Past 5 years
4.9 34 entries
★★★★★

Past 12 months
5 4 entries
★★★★★

Sentiment of comments (past 5 years)
+ very positive
🌡 feelings are strong

Request feedbackEinträge anfordernAuftraggeber beobachtenSend invoice

★ ★ ★ ★ ★ bb ★ ★ ★

tolingo
Wintersraße 2
Hamburg, 22765
Deutschland
<http://www.tolingode>
Hauptprofil
View contact data history
Telefon +49 (0) 40 413 583
Fax +49 40 413 583 499
100

Entries (34)Jobs posted (86)WWAs given (112)Analytics

Entries for this outsourcer

Search for keywords in the comments

Filter by LWA

ProZ.com Member Only Feature - Currently showing entries made over the past five years. [Click here](#) to show all entries (88).

Show 25 entries

Datum	Auftragnehmer	KudoZ	Kommentar	LWA
Aug 27, 2017	ProZ.com profile photo Freelancer natsukionodera 🇯🇵 Japan Average LWA given: 3 2 entries Registered: May '13 Member since: Aug '17	0	Excellent company. Interesting projects and professional PMs. Would definitely work again.	5
Aug 05, 2017	Freelancer Santiago Garay 🇦🇷 Argentinien Average LWA given: 5 1 entry Registered: Aug '13 Member since: Feb '15	180	Very nice PMs, good communication, and payment always on time.	5

Start a new entry

★★★★★

Next >

Have you worked for this outsourcer? If so, please consider helping other language service providers by making an entry.

海外の翻訳会社にアンケート調査実施

「日本語との言語ペア翻訳案件にかかる受発注の実態調査」

アンケートの質問項目

- 定常的に対日本語の翻訳案件を受注しているか（需要）
- 顧客に対する料金
- 翻訳者に支払う報酬
- 日本語（外→日、日→外）の翻訳者を募集しているか
- 在日本の翻訳者への支払方法
- 日本語を扱う翻訳者の開拓に役立った方法

日本語案件の需要および翻訳者募集事情

1. 日本語→外国語

1) 「依頼は多いですか」

→ あまり多くない

2) 「顧客からの受注レートを教えてください」

→ 平均12-15円／文字

3) 「翻訳者への報酬レートを教えてください」

→ 平均11-14円／文字

日本語案件の需要および翻訳者募集事情

1. 日本語→外国語

4) 「現在、翻訳者を募集していますか」

→ 「多く募集している」または「少し募集している」が多い

5) 「需要（顧客からの依頼）に対して、十分供給できていますか」

→ できている／できていない半々

日本語案件の需要および翻訳者募集事情

2. 外国語→日本語

1) 「依頼は多いですか」

→ 割と多い

2) 「顧客からの受注レートを教えてください」

→ 平均18-22円／語

3) 「翻訳者への報酬レートを教えてください」

→ 平均11-14円／語

日本語案件の需要および翻訳者募集事情

2. 外国語→日本語

4) 「現在、翻訳者を募集していますか」

→ 「多く募集している」

または「十分にいるので募集していない」が多い

5) 「需要（顧客からの依頼）に対して、十分供給できていますか」

→ できている／できていない半々

翻訳者・翻訳会社の平均レート

Average rates charged for translations

This page lists the average rates reported by ProZ.com's community of freelance translators and translation companies. Please be aware that this data does not necessarily reflect the average of rates actually charged and paid for real-world projects; it is only an aggregate view of the rates that users have entered into their ProZ.com profiles. (That said, because the rates entered are used to filter notifications, etc., they can be considered relatively representative of actual fees.) Furthermore, not all users have reported rate data; please take note of the sample size when evaluating this information.

These are general rates for typical projects, but it should be understood that actual rates often vary depending on details such as the type of service, expertise required, minimum fees, type of client, etc.

Filter rates shown

Languages: into

Field of expertise:

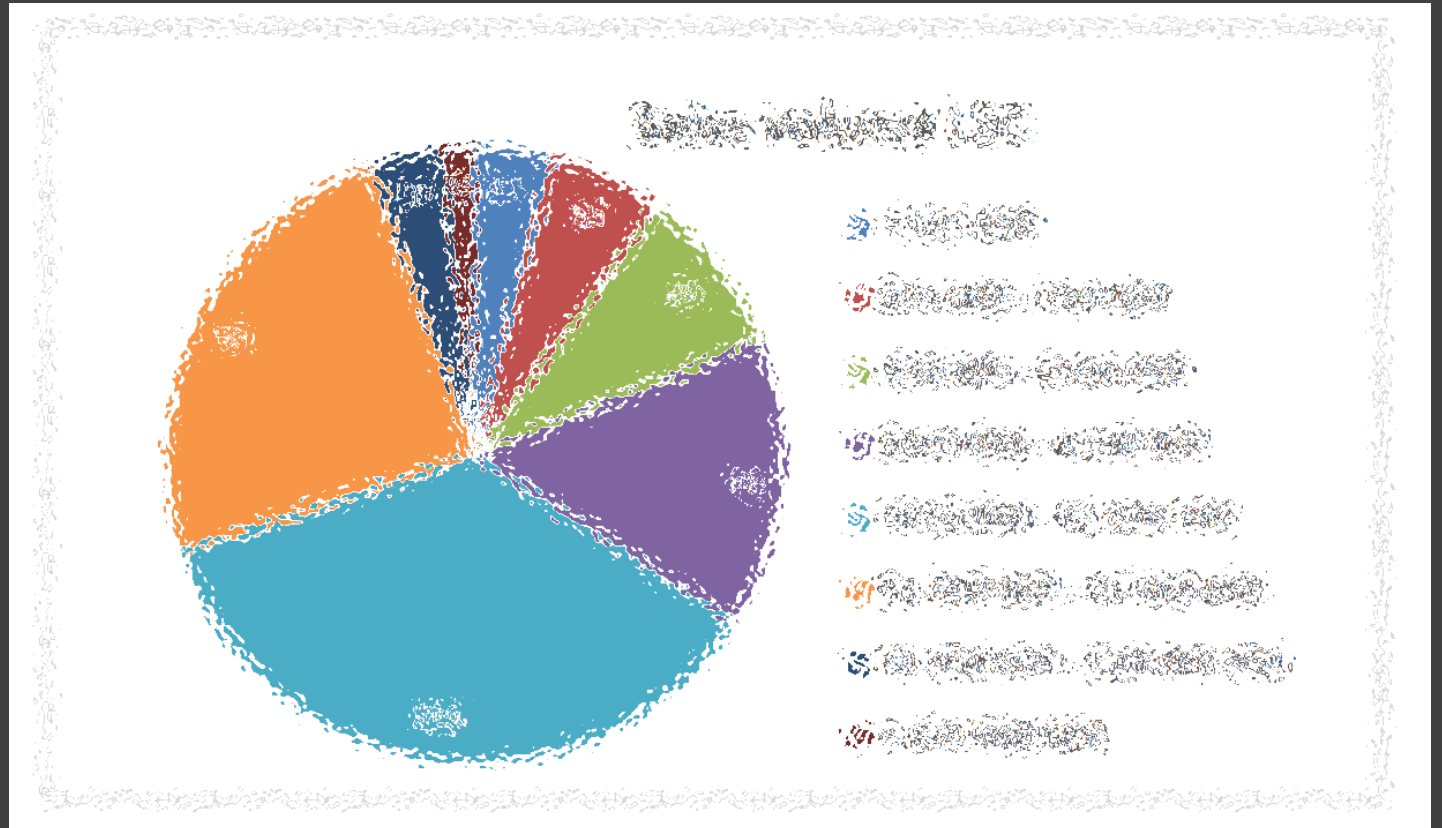
Currency in which rates were reported:

Average rates reported by language pair

Language pair 	Avg. rates per word		Avg. rates per hour		Sample size
	Standard 	Minimum 	Standard 	Minimum 	
English	\$0.11/wd	\$0.08/wd	\$35.83/hr	\$26.54/hr	2443
English to Acoli	\$0.12/wd	\$0.08/wd	\$30.36/hr	\$19.71/hr	17
English to Afar	\$0.11/wd	\$0.07/wd	\$28.38/hr	\$20.56/hr	21
English to Afrikaans	\$0.12/wd	\$0.08/wd	\$35.92/hr	\$26.82/hr	144
English to Akan	\$0.13/wd	\$0.07/wd	\$36.54/hr	\$25.79/hr	16
English to Albanian	\$0.12/wd	\$0.09/wd	\$41.53/hr	\$30.99/hr	207
English to Amharic	\$0.11/wd	\$0.08/wd	\$37.61/hr	\$29.37/hr	153
English to Arabic	\$0.10/wd	\$0.08/wd	\$32.37/hr	\$24.46/hr	4424
English to Aramaic	\$0.10/wd	\$0.08/wd	\$32.00/hr	\$26.70/hr	11
English to Armenian	\$0.10/wd	\$0.07/wd	\$35.27/hr	\$27.12/hr	197
English to Assamese	\$0.08/wd	\$0.06/wd	\$24.77/hr	\$18.83/hr	36
English to Azerbaijani	\$0.09/wd	\$0.06/wd	\$33.21/hr	\$24.00/hr	172
English to Baluchi	\$0.11/wd	\$0.08/wd	\$38.50/hr	\$25.42/hr	14
English to Bambara	\$0.14/wd	\$0.10/wd	\$42.13/hr	\$28.38/hr	11
English to Basque	\$0.09/wd	\$0.06/wd	\$36.71/hr	\$25.30/hr	10

2018 Language Industry Survey Report by Gala

- <https://www.gala-global.org/sites/default/files/uploads/pdfs/2018%20Language%20Industry%20Survey%20Report.pdf>
- 業界別の売上
- 個人翻訳者の年収とエージェント：直クラ割合
- レートの伸び
などなど



支払報酬の受取方法とその比較

- 受取方法比較表

金額 (€)	銀行 (4,000円)	Paypal (3.4% + €0.25 EUR*)	Payoneer (無料**)	TransferWise (無料***)
250.00	28,500円	30,350円 (€ 240.875 -.)	31,500円	32,500円
500.00	61,000円	60,700円 (€ 481.75 -.)	63,000円	65,000円
1,000.00	126,000円	121,401円 (€ 963.50 -.)	126,000円	130,000円
2,000.00	256,000円	242,802円 (€ 1927.00 -.)	252,000円	260,000円

大体、
1,000外国通貨
で差が出てくる。

ネット銀行および地方銀行は一例です。実際の受取手数料とは異なる場合があります。

1€≒130.00円（2018年3月17日付け為替レートを適用しています。参考：みずほ銀行（<https://www.mizuhobank.co.jp/rate/market/historical.html>））

上記はあくまで参考です。実際に報酬を受け取る際は、金額に差異があります。

*同サービスは受取通貨および支払側の契約によって適用手数料が異なります。また、銀行に引き出す際はPayPalのレートが適用されます（銀行の当日レートより2-4円安い）

**同サービスのユーロ受取口座で報酬を受け取ると受取手数料は無料ですが、銀行に引き出す際はMastercardのレートが適用されます（銀行の当日レートより2-4円安い）

***同サービスのユーロ受取口座で報酬を受け取ると受取手数料は無料です。外国通貨を受け取る際は、日本への換金にネットの平均公示レートが適用されます。

報酬を受け取る各種方法の特徴

* 最近の銀行は複数通貨に対応しています。外貨建て送金を、受取時に日本円に換金せず、外貨建てのまま受け取れば、この日本円建て受取手数料が要りません。

• 銀行

- 受け取りに**4000円**の手数料を徴収されることがある
(被仕向送金手数料**1500円**+日本円建て受取手数料**2500円**)
 - * 現状、新生銀行ならびにソニー銀行は被仕向送金手数料を取っていないので、実質手数料無料です。
- 現地送金手続き後、着金までに**1-4日**かかる
- 土日祝は銀行が休みなので着金しない
- 銀行からこういった目的の送金を受け取るのか確認の電話がかかることもある

• TransferWise

- 受取手数料無料
- 現地送金手続き後、着金までに**1-4日**かかる
- 土日祝は銀行が休みなので手続きが遅れることがある
- 換金レートはネットの公示レート (どこかは具体的に示されていない)
- 先方は現地通貨で支払い、こちらの受け取りは日本円 (居住国通貨)

報酬を受け取る各種方法の特徴

- **Paypal**
 - 受取手数料が高い・払い出しレートが悪い（▲2～4円／1通貨）
 - 現地送金手続き後、即着金（土日祝も）
 - 着金後、銀行への引き出しに1-3日かかる
 - 受け取り通貨はJPY、USD、EURの3種類（送金国を限定しない。個人可）
 - Paypal口座のお金はネット通販などのPaypal決済に直接活用できる。
- **Payoneer**
 - 現地送金手続き後、受取までに1-2日かかる（土日祝も）
 - 銀行への引き出しに1-2日かかる
 - 払い出しレートが悪い（▲2～4円／1通貨）
 - 受取手数料は無料
 - USD口座のみ、毎月口座維持手数料がかかる（2.5 USD／月）
 - 受け取り通貨は現在USD、EUR、GBP、中国元の4種類（送金国・法人限定）
 - 法人からの受け取りのみ対応

事業形態について（確認）

- 以降のページでは、外貨取引を帳簿につける際の例を掲載しています。事業形態が法人か個人事業かで参照する税法が異なりますので、どちらが対象かをご確認ください。

法人の方

→ 法人税法

外貨建取引の換算 a. (1) ～ (8)

個人事業主の方

→ 所得税法

外貨建取引の換算 b. (1) ～ (4)

法人税法・法人税法施行令を読み解く (所得税法)

電子政府の総合窓口



条件指定画面へ

検索結果一覧へ

別画面で表示

XML形式ダウンロード

日本法令索引

お問合せ

このページへのリンク：<http://elaws.e-gov.go.jp/search/e>

法人税法施行令

(昭和四十年政令第九十七号)

施行日：平成三十年六月一日

最終更新：平成三十年三月三十一日公布（平成三十年政令第百三十二号）改正

データベースに未反映の改正があります。

最終更新日以降の改正有無については、上記「日本法令索引」のリンクから改正履歴をご確認ください。

目次

未施行

目次

[第一条 \(定義\)](#)
[第二条 \(公益法人等に該当する\)](#)
[第三条 \(非営利型法人の範囲\)](#)
[第四条 \(同族関係者の範囲\)](#)
[第四条の二 \(支配関係及び完全\)](#)
[第四条の三 \(適格組織再編成に\)](#)
[第四条の四 \(恒久的施設の範囲\)](#)
[第五条 \(収益事業の範囲\)](#)
[第六条 \(収益事業を行う法人の\)](#)
[第七条 \(役員の範囲\)](#)
[第八条 \(資本金等の額\)](#)
[第八条の二 \(連結個別資本金等\)](#)
[第九条 \(利益積立金額\)](#)
[第九条の二 \(連結利益積立金額\)](#)
[第九条の三 \(連結個別利益積立\)](#)
[第十条 \(棚卸資産の範囲\)](#)
[第十一条 \(有価証券に準ずるもの\)](#)
[第十二条 \(固定資産の範囲\)](#)
[第十三条 \(減価償却資産の範囲\)](#)
[第十四条 \(繰延資産の範囲\)](#)

昭和四十年政令第九十七号

法人税法施行令

内閣は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、法人税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十一号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一編 総則

[第一章 通則 \(第一条—第十四条の五\)](#)

[第一章の二 連結納税義務者 \(第十四条の六—第十四条の九\)](#)

[第二章 法人課税信託 \(第十四条の十\)](#)

[第二章の二 課税所得等の範囲等 \(第十四条の十一\)](#)

[第三章 所得の帰属に関する通則 \(第十五条\)](#)

[第四章 納税地 \(第十六条—第十八条\)](#)

第二編 内国法人の法人税

[第一章 各事業年度の所得に対する法人税](#)

[第一節 各事業年度の所得の金額の計算](#)

外貨建取引の換算 a. (1)

•法人税法

第六一条の八 内国法人が**外貨建取引**（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、**役務の提供**、金銭の貸付け及び借入れ、剰余金の配当その他の取引をいう。以下この日において同じ。）を行つた場合には、**当該外貨建取引の金額の円換算額**（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。以下この日において同じ。）は、**当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額とする。**

2 割愛

3 割愛

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

外貨建取引の換算 a. (2)

- 発生時換算法：要は、年度末に調整仕訳をしない。
- 期末時換算法：年度末に調整仕訳をして期末時の為替レートに合わせる。

• 法人税法

(外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等)

第六一条の九 内国法人が**事業年度終了の時において次に掲げる資産**及び負債（以下この日において「外貨建資産等」という。）を有する場合には、**その時における当該外貨建資産等の金額の円換算額は、当該外貨建資産等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法**（第一号、第二号ロ及び第三号に掲げる外貨建資産等にあつては、これらの規定に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法とし、当該内国法人がその方法を選定しなかつた場合には、これらの規定に定める方法のうち政令で定める方法とする。）**により換算した金額とする。**

一 **外貨建債権（外国通貨で支払を受けるべきこととされている金銭債権をいう。）**及び外貨建債務（外国通貨で支払を行うべきこととされている金銭債務をいう。） **イ又はロに掲げる方法**

イ 発生時換算法（事業年度終了の時（以下この号において「期末時」という。）において有する外貨建資産等について、前条第一項の規定により当該外貨建資産等の取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に用いた外国為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて同条第二項の規定の適用を受けたものについては、先物外国為替契約等により確定させた円換算額）をもつて当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法をいう。次号及び第三号において同じ。）

ロ **期末時換算法**（期末時において有する外貨建資産等について、当該期末時における外国為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて前条第二項の規定の適用を受けたものについては、先物外国為替契約等により確定させた円換算額）をもつて当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法をいう。以下この条において同じ。）

外貨建取引の換算 a. (3)

• 法人税法

二 割愛

三 外貨預金 発生時換算法又は期末時換算法

四 外国通貨 期末時換算法

2 内国法人が**事業年度終了の時に**において**外貨建資産等**（期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をするものに限る。以下この項において同じ。）**を有する場合には、当該外貨建資産等の金額を期末時換算法により換算した金額と当該外貨建資産等のその時の帳簿価額との差額に相当する金額**（次項において「為替換算差額」という。）**は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。**

3 割愛

4 外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の金額の円換算額への換算、外貨建資産等の金額を円換算額に換算する方法の選定の手続、第二項に規定する為替換算差額の翌事業年度における処理その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

外貨建取引の換算 a. (4)

- 法人税法施行令

(外貨建資産等の期末換算方法の選定の方法)

第一二二条の四 内国法人が**事業年度終了の時に於て有する**法第六十一条の九第一項（外貨建資産等の期末換算）に規定する**外貨建資産等**（同項第一号、第二号ロ及び第三号に掲げるものに限る。次条までにおいて「外貨建資産等」という。）**の金額を円換算額に換算する方法は、その外国通貨の種類ごとに、かつ、次に掲げる外貨建資産等の区分ごとに選定しなければならない。**この場合において、二以上の事業所を有する内国法人は、事業所ごとに換算の方法を選定することができる。

一 **短期外貨建債権**（法第六十一条の九第一項第一号に規定する外貨建債権（次号において「外貨建債権」という。）のうちその決済により**外国通貨を受け取る期限が当該事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するもの**をいう。次号において同じ。）及び短期外貨建債務（同項第一号に規定する外貨建債務（次号において「外貨建債務」という。）のうちその決済により外国通貨を支払う期限が当該事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいう。次号において同じ。）

二 外貨建債権のうち短期外貨建債権以外のもの及び外貨建債務のうち短期外貨建債務以外のもの

三 法第六十一条の九第一項第二号ロに掲げる有価証券のうち第百十九条の二第二項第一号（満期保有目的等有価証券の範囲）に掲げるものに該当するもの

四 法第六十一条の九第一項第二号ロに掲げる有価証券のうち前号に掲げるもの以外のもの

五 外貨預金のうちその満期日が当該事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するもの

六 外貨預金のうち前号に掲げるもの以外のもの

外貨建取引の換算 a. (5)

• 法人税法施行令

(外貨建資産等の法定の期末換算方法)

第一二二条の七 **法第六十一条の九第一項**（外貨建資産等の期末換算）**に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる外貨建資産等**（第二百二十二条の四（外貨建資産等の期末換算方法の選定の方法）に規定する外貨建資産等をいう。以下この条において同じ。）**の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。**

一 **第二百二十二条の四第一号**及び第五号**に掲げる外貨建資産等** 法第六十一条の九第一項第一号ロに掲げる**期末時換算法**

二 外貨建資産等のうち前号に掲げるもの以外のもの 法第六十一条の九第一項第一号イに掲げる**発生時換算法**

外貨建取引の換算 a. (6)

・ 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等

(いわゆる外貨建て円払いの取引)

13の2-1-1 法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》に規定する外貨建取引（以下この章において「外貨建取引」という。）は、その取引に係る支払が外国通貨で行われるべきこととされている取引をいうのであるから、例えば、債権債務の金額が外国通貨で表示されている場合であっても、その支払が本邦通貨により行われることとされているものは、ここでいう外貨建取引には該当しないことに留意する。

(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)

13の2-1-2 **法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》**及び法第61条の9第1項第1号イ《発生時換算法の意義》**の規定に基づく円換算**（法第61条の8第2項の規定の適用を受ける場合の円換算を除く。）**は、その取引を計上すべき日**（以下この章において「取引日」という。）**における対顧客直物電信売相場**（以下この章において「電信売相場」という。）**と対顧客直物電信買相場**（以下この章において「電信買相場」という。）**の仲値**（以下この章において「電信売買相場の仲値」という。）による。ただし、継続適用を条件として、売上その他の収益又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の費用（原価及び損失を含む。以下この章において同じ。）又は負債については取引日の電信売相場によることができるものとする。

外貨建取引の換算 a. (7)

注目！

前月末日／当月初日、前週末日／当週初日の為替レートをその月もしくは週全体に適用しても良いとあるので、宮原のように毎日レートを確認してつけなくても善いとはあります。ただし、一度継続して運用すること。

・ 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等

1 本通達の本文の電信売相場、電信買相場及び電信売買相場の仲値については、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これを認める。

2 上記の円換算に当たっては、継続適用を条件として、当該外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる次のような外国為替の売買相場（以下この章において「為替相場」という。）も使用することができる。

(1) 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信買相場若しくは電信売相場又はこれらの日における電信売買相場の仲値

(2) 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値

3 円換算に係る当該日（為替相場の算出の基礎とする日をいう。以下この(注)3において同じ。）の為替相場については、次に掲げる場合には、それぞれ次によるものとする。以下この章において同じ。

(1) 当該日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場による。

(2) 当該日に為替相場が2以上ある場合には、その当該日の最終の相場（当該日が取引日である場合には、取引発生時の相場）による。ただし、取引日の相場については、取引日の最終の相場によっているときもこれを認める。

4 本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産を取得し若しくは発生させる場合の当該資産、又は外国通貨による借入金（社債を含む。以下この(注)4において同じ。）に係る当該外国通貨を直ちに売却して本邦通貨を受け入れる場合の当該借入金については、現にその支出し、又は受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。

5 法第61条の9第1項《外貨建資産等の換算額》に規定する外貨建資産等（以下この章において「外貨建資産等」という。）の取得又は発生に係る取引は、当該取得又は発生の時における支払が本邦通貨により行われている場合であっても、本通達の本文及び(注)2から4までを適用し、当該外貨建資産等の円換算を行う。

6 いわゆる外貨建て円払いの取引は、当該取引の円換算額を外貨建取引の円換算の例に準じて見積もるものとする。この場合、その見積額と当該取引に係る債権債務の実際の決済額との間に差額が生じたときは、その差額は、13の2-1-11《製造業者等が負担する為替損失相当額等》により益金の額又は損金の額に算入される部分の金額を除き、当該債権債務の決済をした日（同日前にその決済額が確定する場合には、その確定した日）の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

外貨建取引の換算 a. (8)

- 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等

(https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/13_2/13_2_01.htm)

(多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算)

13の2-1-3 法人が、外貨建取引を取引発生時には外国通貨で記録し、各月末、事業年度終了の時等一定の時点において本邦通貨に換算するといういわゆる多通貨会計を採用している場合において、法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》の規定の適用に当たり、各月末等の規則性を有する1月以内の一定期間ごとの一定の時点において本邦通貨への換算を行い、当該一定の時点当該外貨建取引に係る取引発生時であるものとして13の2-1-2の取扱いを適用しているときは、これを認める。この場合、円換算に係る為替相場については、当該一定期間を基礎として計算した平均値も使用することができるものとする。

(注) 法第61条の9第1項《外貨建資産等の換算額》に規定する期末時換算法を選定している場合の事業年度終了の時にあって有する外貨建資産等の円換算は、13の2-2-5《期末時換算法－事業年度終了の時に於ける為替相場》の為替相場による。

外貨建取引の**換算** b. (1)

• 所得税法

第五七条の三 居住者が、**外貨建取引**（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、**役務の提供**、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、**当該外貨建取引の金額の円換算額**（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。次項において同じ。）は**当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額**として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 割愛

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

外貨建取引の**換算** b. (2)

- 第4款の2 外貨建取引の換算等 法第57条の3《外貨建取引の換算》関係
(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/11a/01.htm>)

(いわゆる外貨建て円払いの取引)

57の3-1 法第57条の3第1項((外貨建取引の換算))に規定する外貨建取引（以下57の3-4までにおいて「外貨建取引」という。）は、その取引に係る支払が外国通貨で行われるべきこととされている取引をいうのであるから、例えば、債権債務の金額が外国通貨で表示されている場合であっても、その支払が本邦通貨により行われることとされているものは、ここでいう外貨建取引には該当しないことに留意する。（平18課個2-7、課資3-2、課審4-89追加）（外貨建取引及び発生時換算法の円換算）

57の3-2 **法第57条の3第1項((外貨建取引の換算))の規定に基づく円換算**（同条第2項の規定の適用を受ける場合の円換算を除く。）**は、その取引を計上すべき日**（以下この項において「取引日」という。）**における対顧客直物電信売相場**（以下57の3-7までにおいて「電信売相場」という。）**と対顧客直物電信買相場**（以下57の3-7までにおいて「電信買相場」という。）**の仲値**（以下57の3-7までにおいて「電信売買相場の仲値」という。）による。

ただし、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係るこれらの所得の金額（以下57の3-3までにおいて「不動産所得等の金額」という。）の計算においては、継続適用を条件として、売上その他の収入又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の経費（原価及び損失を含む。以下57の3-4までにおいて同じ。）又は負債については取引日の電信売相場によることができるものとする。

外貨建取引の**換算** b. (3)

注目！

前月末日／当月初日、前週末日／当週初日の為替レートをその月もしくは週全体に適用しても良いとあるので、宮原のように毎日レートを確認してつけなくても善いとはあります。ただし、一度継続して運用すること。

・ 第4款の2 外貨建取引の換算等 法第57条の3《外貨建取引の換算》関係

1 電信売相場、電信買相場及び電信売買相場の仲値については、原則として、その者の主たる取引金融機関のものによることとするが、合理的なものを継続して使用している場合には、これを認める。

2 不動産所得等の金額の計算においては、継続適用を条件として、当該外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる次のような外国為替の売買相場（以下57の3-7までにおいて「為替相場」という。）も使用することができる。

(1) 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信買相場若しくは電信売相場又はこれらの日における電信売買相場の仲値

(2) 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定の期間における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値

3 円換算に係る当該日（為替相場の算出の基礎とする日をいう。以下この(注)3において同じ。）の為替相場については、次に掲げる場合には、それぞれ次によるものとする。以下57の3-7までにおいて同じ。

(1) 当該日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場による。

(2) 当該日に為替相場が2以上ある場合には、その当該日の最終の相場（当該日が取引日である場合には、取引発生時の相場）による。ただし、取引日の相場については、取引日の最終の相場によっているときもこれを認める。

4 本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産を取得し若しくは発生させる場合の当該資産、又は外国通貨による借入金に係る当該外国通貨を直ちに売却して本邦通貨を受け入れる場合の当該借入金については、現にその支出し、又は受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。

5 いわゆる外貨建て円払いの取引は、当該取引の円換算額を外貨建取引の円換算の例に準じて見積もるものとする。この場合、その見積額と当該取引に係る債権債務の実際の決済額との間に差額が生じたときは、その差額は当該債権債務の決済をした日の属する年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入する。

外貨建取引の換算 b. (4)

- 第4款の2 外貨建取引の換算等

法第57条の3 《外貨建取引の換算》 関係

(多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算)

57の3-3 不動産所得等の金額の計算において、外貨建取引を取引発生時には外国通貨で記録し、各月末等一定の時点において損益計算書又は収支内訳書の項目を本邦通貨に換算するといういわゆる多通貨会計を採用している場合において、法第57条の3第1項((外貨建取引の換算))の規定の適用に当たり、各月末等の規則性を有する1月以内の一定期間ごとの一定の時点において本邦通貨への換算を行い、当該一定の時点当該外貨建取引に係る取引発生時であるものとして57の3-2の取扱いを適用しているときは、これを認める。この場合、円換算に係る為替相場については、当該一定期間を基礎として計算した平均値も使用することができるものとする。(平18課個2-7、課資3-2、課審4-89追加)

外貨建取引の換算 参考

- 仕訳NET (<http://xn--7mq406l.net/>)

法人税法・法人税法施行令を読み取り、わかりやすく会計処理を説明。ただし、最新の内容を反映していないこともあるという免責事項があります。

→外貨建取引 (<http://xn--7mq406l.net/?cat=44>)

→発生時換算法と期末時換算法（法人税法上の外貨建取引換算法）

(<http://xn--7mq406l.net/?p=3293>)

- 個人事業の方は、所得税法でも有効な処理か確認してください。

外貨取引を複式簿記で処理する（1）

2017年11月27日に€900.00の成果物を納品した。（役務完了基準）

日付	借方科目	貸方科目
2017/11/27	売掛金 119,700	売上 119,700

法人税基本通達2-5-1（及び第61条の8）
（請負による収益の帰属の時期）
若しくは所得税法第36条及び第57条の3

1€≒133.00円（2017年11月27日付け為替レートを適用しています。参考：みずほ銀行（<https://www.mizuhobank.co.jp/rate/market/historical.html>））

翻訳会社から上記売掛金について2017年12月26日に支払があった。

日付	借方科目	貸方科目
2017/12/26	現金預金 117,900 為替差損 1,800	売掛金 119,700

売上時より為替レートが円安€高の場合、為替差益（貸方、収益勘定）

*ここでは、12月26日のレートを1€≒131.00円と仮定しています。

日付	借方科目	貸方科目
2017/12/26	現金預金 121,000	売掛金 119,700 為替差益 1,300



外貨取引を複式簿記で処理する（2）

2017年11月27日に€900.00の成果物を納品した。（役務完了基準）

日付	借方科目		貸方科目	
2017/11/27	売掛金	119,700	売上	119,700

法人税基本通達2-5-1（及び第61条の8）
（請負による収益の帰属の時期）
若しくは所得税法第36条及び第57条の3

1€≒133.00円（2017年11月27日付け為替レートを適用しています。参考：みずほ銀行（<https://www.mizuhobank.co.jp/rate/market/historical.html>））

年度末決算のため、換算替え仕訳を行った。→翌年度1/4に売掛金を受け取った。

日付	借方科目		貸方科目	
2017/12/31	売掛金	1,800	為替差益	1,800

換算替え仕訳後の額より為替レート
が円高€安の場合、為替差損（借方、
費用勘定）

*ここでは、12月31日のレートを1€≒135.00円と仮定しています。

ただし、法人のみ
法人税法第61条の9と
施行令122の4で規定される。



日付	借方科目		貸方科目	
2018/01/04	現金預金	120,600	売掛金	121,500
	為替差損	900		

*ここでは、1月4日のレートを1€≒134.00円と仮定しています。

受取外貨の会計処理

注意：

外国為替は金銭の動きがあった取引日（受け取りや支払い、引き出しなど）に、都度、為替差損益が確定するので処理は面倒です。

また、実際には金額の異なる報酬を年ないし月に何回も受け取るため、違うレートで計算された預入額が混在しています。

そのため、「**外貨建取引の換算 a. (7) / b. (3)**」にある「月で一定のレートを適用する」の方が楽かもしれません。また、都度受け取る外国通貨を表で管理してその時々々の平均総額を把握しておくことが重要です。

こちらも併せてご覧ください：<http://www.e-hoki.com/tax/taxlaw/9147.html>

（為替差損益の処理に関する国税不服審判所の裁決について）

参考：

- Common Sense Advisory (<http://www.common senseadvisory.com/>)
- Proz.com (www.proz.com)
- TranslatorsCafe.com (www.translatorscafe.com)
- Translatorsbase (<http://www.translatorsbase.com/>)
- translators town (<http://www.translatorstown.com/>)
- TranslationDirectory.com (<http://www.translationdirectory.com/>)
- TRADUguide (<http://www.traduguide.com/>)
- Paypal (<https://www.paypal.com/jp/home>)
- Payoneer (<https://www.payoneer.com/ja/>)
- TransferWise (<https://transferwise.com/jp/>)
- みずほ銀行 為替ヒストリカルデータ (<https://www.mizuhobank.co.jp/rate/market/historical.html>)
- 法人税法 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340AC0000000034)
- 法人税法施行令 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340CO0000000097)
- 所得税法 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340AC0000000033)
- 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等
(https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/13_2/13_2_01.htm)
- 第4款の2 外貨建取引の換算等 法第57条の3《外貨建取引の換算》関係
(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/11a/01.htm>)
- 仕訳NET (<http://xn--7mq406l.net/>)

ご清聴ありがとうございました！



メールアドレス: t.miyahara@sprachgetriebe-consulting.de

ウェブサイト: <http://www.sprachgetriebe-consulting.de>